平成30年度 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 (第4回)

議案書

【時間】午後1時40分から

【場所】紀の川市役所 本庁舎2階 市民協働スペース

目次

出席者名	名簿	1 ·
会議次第	第	- 2 ·
議案第1	1号	- 3 ·
議案第2	2号	·····
資料1	1	5 ·
議案第3	3号	- 6 ·
	2	
議案第4	4号	- 8 ·
	】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約	

出席者名簿

加州石 石 伊 規約第4条に基づ、 位置付け	所属	職名	氏名	備考
<u> </u>	紀の川市	副市長	林 信良	会長
(1) SOUT OF STATE	紀の川市	福祉部長	橋本 好秀	
(1)紀の川市の指名する者	紀の川市	農林商工部	神德 政幸	
	紀の川市	建設部長	前田 泰宏	
	和歌山バス那賀株式会 社	取締役社長	久保 洋介	
	有田交通株式会社		浅井 英行	代理出席
(2)法第2条第2号に掲げる	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	西日本旅客鉄道株式会 社	総務企画課長	藤原鋭	代理出席
一直を表現して、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	和歌山電鐵株式会社	総務企画部長	麻生 剛史	代理出席
	公益社団法人和歌山県 バス協会	専務理事	森下 清司	
	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	バス部会長	坂前 吉信	
	粉河地区区長会	会長	恩賀 義之	
(3)住民又は利用者の代表	那賀地区区長会	会長	平井 貴	
(5) 住民人体利用省の代表	桃山地区区長会	会長	植田 紳一	
	貴志川地区区長会	会長	南勝	
(4)近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	運輸企画専門官	小林 純平	代理出席
(5)岩出警察署長又はその 指名する者	岩出警察署	交通課長	廣海 泰宏	代理出席
	近畿大学経営学部	教授	髙橋 愛典	副会長
(6)道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と	和歌山県企画部地域振 興局総合交通政策課	副課長	中嶋 宏	代理出席 監査委員
認める者	那賀振興局建設部	管理保全課長	笹野 雅義	代理出席
	岩出市総務部総務課	総務部次長兼総務課長	木村 清隆	監査委員

	一般社団法人和歌山県タ クシー協会	専務理事	安東 完爾
	打田地区区長会	会長	坂上 明
ご欠席	紀の川市身体障害者連 盟	会長	泉中 條子
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	衣川 勝己
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	原 利恵子

会議次第

- 1. 開 会
- 2. あいさつ
- 3. 出席者紹介
- 4. 議 事
 - i. 議案第1号
 - ▼委員の変更について
 - ii. 議案第2号
 - ▼「打田南」~「窪」区間のフリー乗降化について
 - iii. 議案第3号
 - ▼赤沼田地区デマンド型乗合タクシーの本格運行について
 - iv. 議案第4号
 - ▼地域公共交通網形成計画パブリックコメントの結果および修正等について
- 5. そ の 他
- 6. 閉 会

議案第1号

委員の変更について

■以下のとおり委員変更について、承認を求める。 なお、新規に就任いただく委員の任期については、規約第5条に基づき、前任 者の残任期間とする。

	変更前	変更後
所属	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	同左
職名	バス部会長	同左
氏名	田村 政博 様	坂前 吉信 様

(変更の理由)

和歌山県交通運輸産業労働組合協議会第1回幹事会にて、任期満 了及び職務変更となったため。

(参考)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 行政機関の役員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第2号

「打田南」~「窪」区間のフリー乗降化について

■窪地区からの要望への対応について、承認を求める。

資料1のとおり

資料 1

1. 要望の対象区間



2. 要望の主旨

- 地域巡回バス「打田南」~「窪」区間をフリー乗降としていただきたい。
- 主な乗車客は、窪地区の高齢者である。
- 地域住民へは、区長から利用方法等について周知する旨、協力いただく。

議案第3号

赤沼田地区デマンド型乗合タクシーの本格運行について

■平成28年から試行運行を続けてきたデマンド型乗合タクシーについて、本格 運行へ切り替えても良いか、承認を求める。

資料2のとおり

資料2

1. 試行運行の概要

- i. 平成28年度から試行運行を開始
- ii. 赤沼田地区と横谷地区を、デマンド型乗合タクシーで運行
- iii. 平成28、29年度で試行運行し、平成30年度に本格運行へ切り替え可否判断

2. 試行運行から本格運行への切り替えに際して

- i. 赤沼田地区および横谷地区への意見交換について
 - 両区長様から、本格運行への切り替えを要望いただきました。
 - 1便当たりの利用者増など、利用促進に関して連携して取り組みます。
- ii. 運行事業者(株式会社有交紀北)との意見交換について
 - 本格運行への切り替えに関して、同意いただきました。
 - 利便性の向上に向け、次項のとおりご提案をいただきました。

3. 本格運行の概要(案)

- i. 運行形態は、基本的に試行運行のままとなる予定です。
- ii. 第1便を除き、当日1時間前までご予約出来るよう、検討中です。

4. 参考

i. 利用実績の推移

	H28 年度	H29 年度
利用者数	183 人	176 人
運行便数	151 便	154 便
乗車密度	1.2 人/便	1.1 人/便

ii. ご利用方法

- ①予約者登録をする。
 - ⇒事前に利用者の登録が無いとご乗車いただけません。
- ②予約を入れる。
 - ⇒運行時刻やルートが決まっていますが、予約が無いと運行しません。
- ③乗車する。
 - ⇒車内で運転士に運賃をお支払いただきます。

議案第4号

地域公共交通網形成計画パブリックコメントの結果および修正等について

■パブリックコメントおよび前回協議会でいただいたご意見等に対する計画への 反映内容ついて、承認を求める。

資料3のとおり

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約

制定 平成30年6月14日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国自旅第240号)第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業(以下「確保維持改善事業」という。)の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 確保維持改善事業及び網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
 - (2) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
 - (3)確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項 (構成員)
- 第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。
- (1) 紀の川市の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

- 第5条 委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。
 - (1) 行政機関の役員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
 - (2) 前号以外の委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。
- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 (副会長)
- 第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が 複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

- 第8条 協議会に監査委員2名を置く。
- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (協議会の運営)
- 第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、 代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事 運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、 その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いに ついては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当 該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

- 第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため 必要に応じて分科会を設置することができる。
- 2 分科会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (守秘義務)
- 第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

- 第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、紀の川市企画部地域創生課に置く。
- 3 事務局には、事務局長、事務局員を置き、紀の川市の職員のうち会長が定めた者を もって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他 の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を 支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この規約は、平成30年6月14日から施行する。